

件 名	個人住宅建設等資金利子補給制度について
受付日	平成 31 年 1 月 15 日
ご意見・ご提案の概要	<p>住宅ローン利用者が、岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度を知らないため、活用できないことがある。</p> <p>金融機関と連携して、ローン契約時や住宅購入の契約時等に周知できる方法を考えてほしい。</p>
県の考え方	<p>岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度について、できる限り多くの方に知っていただくよう、チラシを作成し、市町村及び金融機関等の窓口に配架していただいているほか、県公式ホームページによる情報提供、住宅関係雑誌への掲載などによる広報に努めているところです。</p> <p>今後、住宅ローンを検討する方に広く当制度を知っていただくことができるよう、金融機関の窓口の目立つ場所へのチラシの貼付や、住宅ローンの申込書等へのチラシの同封を依頼するなど、金融機関の協力を得ながら更なる情報の提供に努めてまいります。</p> <p>【岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度（県 HP）】 https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/jutaku/sumai/11659/kojin27.html</p>
担当課	都市建築部 住宅課